

I 給与改定諸項目の内容

番号	項目	内容	備考
(1)	行政職給料表（一） 医療職給料表（一） 医療職給料表（二） 医療職給料表（三） 幼稚園教育職員給料表	勧告のとおり実施する。	令和 6 年 4 月 1 日から適用
(2)	特別給	勧告のとおり実施する。	
(3)	扶養手当	勧告のとおり実施する。	
(4)	業務職給料表	別紙のとおり	令和 6 年 4 月 1 日から適用
(5)	行政系人事制度の改正による切替えに伴う経過措置としての特例の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について	別紙のとおり	
(6)	技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について	別紙のとおり	
(7)	職員の採用・昇任等に関する一般基準第 9 項第 5 号による転職に係る年齢要件及び転職調整号数の見直しについて	別紙のとおり	
(8)	再採用選考（カムバック採用）制度の導入について	小委員会交渉で示したとおり	
(9)	医療技術系職員の免許取得前の採用の拡充について	小委員会交渉で示したとおり	
(10)	育児休業に伴う任期付職員の採用区分等の見直しについて	小委員会交渉で示したとおり	
(11)	主任職昇任選考への前倒し受験方式の導入について	小委員会交渉で示したとおり	
(12)	医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の見直しについて	小委員会交渉で示したとおり	

Ⅱ 交渉項目の扱い

番号	項目	内容
(1)	任期付短時間勤務職員採用制度 の各区事項化	令和7年度給与改定交渉期までには結論が得ら れるよう引き続き協議事項とする。

<参考>

期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の改正について

1 令和6年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外の職員）

	6月	12月	計
期末手当	1. 20 月	<u>1. 30 月</u>	2. 50 月
勤勉手当	1. 125月	<u>1. 225月</u>	2. 35 月
計	2. 325月	2. 525月	4. 85 月

(2) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）

	6月	12月	計
期末手当	0. 675月	<u>0. 725月</u>	1. 40 月
勤勉手当	0. 55 月	<u>0. 60 月</u>	1. 15 月
計	1. 225月	1. 325月	2. 55 月

2 令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外の職員）

	6月	12月	計
期末手当	<u>1. 25 月</u>	<u>1. 25 月</u>	2. 50 月
勤勉手当	<u>1. 175月</u>	<u>1. 175月</u>	2. 35 月
計	2. 425月	2. 425月	4. 85 月

(2) 一般職員（定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）

	6月	12月	計
期末手当	<u>0. 70 月</u>	<u>0. 70 月</u>	1. 40 月
勤勉手当	<u>0. 575月</u>	<u>0. 575月</u>	1. 15 月
計	1. 275月	1. 275月	2. 55 月

業務職給料表の改定について（案）

1 改定方針

行政職給料表（一）における公民較差の解消による引上げに合わせて、現在の業務職給料表（令和5年4月1日適用）の給料月額を、行政職給料表（一）の引上げと同率程度引き上げる。

2 業務職給料表

別紙のとおり

3 適用日

令和6年4月1日

業務職給料表（案）

別紙

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
	40	202,300	274,700	304,300	318,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	202,900	275,800	305,700	320,200
	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100
	45	206,000	280,300	311,200	326,800
	46	206,800	281,500	312,600	328,400
	47	207,800	282,600	313,900	330,000
	48	208,600	283,700	315,100	331,500
	49	209,600	284,800	316,400	333,000
	50	210,600	285,900	317,700	334,500
	51	211,700	287,100	319,000	336,000
	52	212,800	288,100	320,200	337,300
	53	213,900	289,300	321,400	338,600
	54	214,900	290,300	322,600	339,900
	55	215,900	291,400	323,700	341,200
	56	216,800	292,400	324,700	342,500
	57	217,700	293,500	325,700	343,700
	58	219,200	294,300	326,500	344,900
	59	220,200	295,200	327,400	346,000
	60	221,300	296,000	328,200	347,100
	61	222,400	296,800	329,000	348,000
	62	223,400	297,500	329,800	348,900
	63	224,400	298,200	330,600	349,800
	64	225,500	298,900	331,200	350,600
	65	226,600	299,500	331,900	351,500
	66	227,600	300,100	332,600	352,200
	67	228,600	300,600	333,200	353,000
	68	229,700	301,100	333,700	353,700
	69	230,800	301,700	334,300	354,400
	70	231,800	302,200	334,800	355,000
	71	232,900	302,700	335,300	355,600
	72	234,000	303,200	335,700	356,200
	73	235,000	303,600	336,200	356,900
	74	236,000	304,000	336,600	357,400
	75	237,100	304,500	337,000	358,000
	76	238,100	304,900	337,500	358,500
	77	239,100	305,400	337,900	359,000
	78	240,100	305,700	338,300	359,500
	79	241,200	306,200	338,800	359,900
	80	242,200	306,600	339,200	360,400

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	243,300	307,000	339,500	360,800
	82	244,300	307,400	339,900	361,100
	83	245,300	307,800	340,300	361,600
	84	246,400	308,300	340,700	362,000
	85	247,500	308,700	341,200	362,400
	86	248,500	309,100	341,600	362,800
	87	249,600	309,400	342,000	363,200
	88	250,700	309,800	342,400	363,600
	89	251,700	310,100	342,700	363,900
	90	252,800	310,500	343,100	364,400
	91	253,800	310,800	343,400	364,800
	92	254,800	311,200	343,800	365,200
	93	255,900	311,500	344,100	365,500
	94	256,900	311,900	344,500	365,900
	95	258,000	312,200	344,800	366,200
	96	259,000	312,600	345,100	366,600
	97	260,100	312,900	345,500	366,900
	98	261,200	313,300	345,800	367,300
	99	262,200	313,600	346,200	367,600
	100	263,200	314,000	346,500	368,000
	101	264,300	314,300	346,900	368,300
	102	265,400	314,700	347,200	368,700
	103	266,400	315,100	347,600	369,000
	104	267,400	315,500	347,900	369,400
	105	268,500	315,900	348,200	369,700
	106	269,500	316,300	348,600	370,100
	107	270,600	316,700	348,900	370,400
	108	271,700	317,100	349,300	370,800
	109	273,000	317,500	349,600	371,100
	110	273,800	317,800	350,000	371,500
	111	274,600	318,100	350,300	371,800
	112	275,500	318,400	350,700	372,100
	113	276,400	318,700	351,000	372,500
	114	277,300	319,000	351,400	372,800
	115	278,100	319,300	351,700	373,200
	116	278,900	319,600	352,000	373,500
	117	279,700	319,900	352,400	373,900
	118	280,500	320,200	352,800	374,200
	119	281,200	320,500	353,200	374,600
	120	281,900	320,800	353,600	374,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	282, 500	321, 100	354, 000	375, 300
	122	283, 100	321, 300	354, 400	
	123	283, 600	321, 500	354, 800	
	124	284, 200	321, 700	355, 200	
	125	284, 600	321, 900	355, 600	
	126	285, 100	322, 100	356, 000	
	127	285, 500	322, 300	356, 400	
	128	285, 800	322, 500	356, 800	
	129	286, 100	322, 700	357, 200	
	130	286, 500	322, 900	357, 600	
	131	286, 800	323, 100	358, 000	
	132	287, 200	323, 300	358, 400	
	133	287, 600	323, 500	358, 800	
	134	287, 900	323, 600	359, 200	
	135	288, 200	323, 700	359, 600	
	136	288, 600	323, 800	360, 000	
	137	288, 900	323, 900	360, 400	
	138	289, 300	324, 000	360, 800	
	139	289, 700	324, 100	361, 200	
	140	290, 000	324, 200	361, 600	
	141	290, 300	324, 300	362, 000	
	142	290, 700	324, 400	362, 400	
	143	290, 900	324, 500	362, 800	
	144	291, 200	324, 600	363, 200	
	145	291, 500	324, 700	363, 600	
	146	291, 700	324, 800	364, 000	
	147	292, 000	324, 900	364, 400	
	148	292, 300	325, 000	364, 800	
	149	292, 600	325, 100	365, 200	
	150	292, 800		365, 600	
	151	293, 100		366, 000	
152	293, 400	366, 400			
153	293, 700		366, 800		
154	293, 900		367, 100		
155	294, 200		367, 400		
156	294, 500		367, 700		
157	294, 700		368, 000		
158	295, 000				
159	295, 300				
160	295, 600				
161	295, 900				
162	296, 200				
163	296, 500				
164	296, 800				
165	297, 100				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 216, 300	円 227, 500	円 248, 600	円 279, 800

行政系人事制度の改正による切替えに伴う経過措置としての特例の 年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について（案）

1 趣旨

引き続き豊富な経験を有する職員の人材活用を図るとともに、適正な職員構成の実現に資するため、定年年齢の引上げに合わせ、行政系人事制度の改正による切替えに伴う経過措置としての特例について、その年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長を行う。

2 内容

特例（係長職昇任能力実証【種別B】及び主任職昇任選考【種別C】の受験資格における年齢要件の上限部分を61歳未満とする各特例をいう。）の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長は、以下のとおりとする。

(1) 年齢要件の上限部分の引上げ

ア 係長職昇任能力実証【種別B】における特例

能力実証実施年度の基準日において、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）のいずれかの2級の最高号給が適用されている者については、年齢要件の上限部分を62歳未満とする。

イ 主任職昇任選考【種別C】における特例

選考実施年度の基準日において、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）のいずれかの1級の最高号給が適用されている者については、年齢要件の上限部分を62歳未満とする。

(2) 期間の延長

2年間延長する。

3 適用時期

令和7年度からとする。

技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の 年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長について（案）

1 趣旨

引き続き豊富な経験を有する職員の人材活用を図る観点から、定年年齢の引上げに合わせ、技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例について、その年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長を行う。

2 内容

特例（技能主任職昇任選考及び技能長職昇任選考の受験資格における年齢要件の上限部分を 61 歳未満とする各特例をいう。）の年齢要件の上限部分の引上げ及び期間の延長は、以下のとおりとする。

(1) 年齢要件の上限部分の引上げ

ア 技能長職昇任選考における特例

平成 30 年 3 月 31 日現在、2 級職に任用されており、行政職給料表（二）3 級が適用されている者については、年齢要件の上限部分を 62 歳未満とする。

イ 技能主任職昇任選考における特例

平成 30 年 3 月 31 日現在、1 級職に任用されており、行政職給料表（二）2 級以上が適用されている者については、年齢要件の上限部分を 62 歳未満とする。

(2) 期間の延長

2 年間延長する。

3 適用時期

令和 7 年度からとする。

職員の採用・昇任等に関する一般基準第9項第5号による 転職に係る年齢要件及び転職調整号数の見直しについて（案）

1 趣旨

定年年齢が段階的に引き上げられる中、高年齢層職員を中心とする人材の更なる活用を図るため、職員の採用・昇任等に関する一般基準第9項第5号による転職について、技能系職種への転職に係る年齢要件及び転職調整号数を見直す。

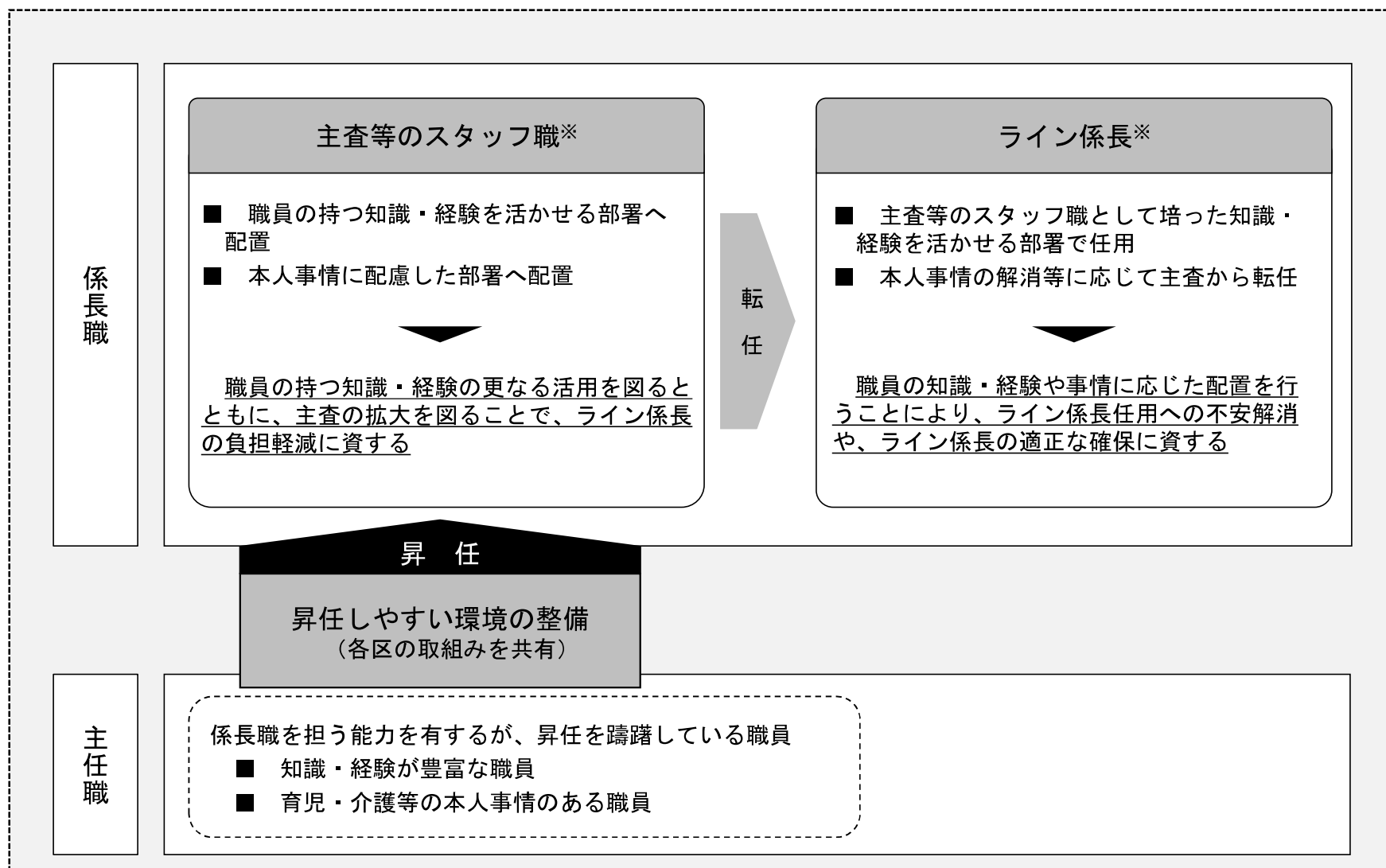
2 見直し内容

- (1) 年齢要件を撤廃する。
- (2) 転職調整号数を付さないこととする。

3 適用時期

令和7年度からとする。

主査等のスタッフ職の活用に向けた任用管理のイメージ



※ 主査等のスタッフ職・ライン係長への任用はイメージであり、昇任時に配置する職が限定されるものではない